

## 中小企業支援に係る地域活性化起業人（副業型）募集要項

### 1 募集概要

仙台市（以下「本市」という。）では、総務省が創設した「地域活性化起業人制度」を活用し、市内中小企業の支援を充実させるため、専門的な知見やネットワークを有する民間企業に所属する副業人材（以下、「起業人」という。）を募集する。

本市と起業人との間で契約を締結し、起業人は中小企業支援に関わる業務に従事する。

### 2 業務内容

起業人は、（仮称）「中小企業支援パートナー」として、以下の中小企業支援業務（企業への伴走支援、新規企画提案等）のうち、（1）を必須とし、加えて応募者が（2）～（7）から選択した1項目以上（合計2項目以上）を中心として、市と協議のうえ定める業務を行うものとする。以下は業務内容の例示である。

#### 【必須項目】

- （1）地域企業の規模拡大・成長支援

#### 【選択項目】

- （2）地域企業の人材確保・人材育成に係る支援
- （3）地域企業のBCP（事業継続計画）策定に係る支援
- （4）地域企業の販路開拓に係る支援
- （5）地域経済活性化に資する施策の検討
- （6）地域企業支援を推進するための財源確保（企業版ふるさと納税等）に向けた広報及び企業への働きかけ等に関する業務
- （7）その他地域企業支援に関する新規企画提案等

※最終的な業務内容は、応募者の提案内容および本市との協議により、契約締結時に確定する。

### 3 募集人数

3名（予定）

### 4 勤務条件等

- （1）勤務日数及び勤務時間

本業務への従事は、月4日以上かつ月20時間以上とする。

- （2）勤務形態

次のいずれかの場所で勤務することができる。

- ・仙台市役所経済局産業政策部中小企業支援課内
- ・支援先企業等
- ・テレワーク（オンライン勤務）

- （3）現地滞在要件

月 1 日以上は仙台市内に現地滞在するものとする。

## 5 従事期間

令和 8 年 5 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

※令和 8 年 5 月 1 日からの開始が困難な場合は、可能な限り早い時期で協議のうえ、開始日を調整する。また、期間終了までに次年度の継続について協議を行い、最大で令和 11 年 3 月 31 日まで期間を延長できるものとする。なお、本事業は単年度ごとの予算成立を条件とする。

## 6 応募要件

次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

### (1) 応募者（個人）に関する要件

- ①三大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県）に所在する企業等に勤務する者（※三大都市圏に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外に勤務する者を含む。）であること。
- ②現に本市の区域内に勤務する者は除く。
- ③「4 勤務条件」にある条件のもと、「5 従事期間」にある期間、継続して本市の業務に従事できること。
- ④ 勤務先企業から、副業として本制度を活用することの承諾を事前に得て、承諾書等を提出できること。
- ⑤令和 8 年 4 月 1 日時点で、民間企業における実務経験を通算 3 年以上有すること。
- ⑥同時期に他の自治体で地域活性化起業人（企業派遣型又は副業型）として活動していないこと。
- ⑦令和 7 年度末時点で、地域活性化起業人制度により本市に連続して 3 年間従事していないこと。
- ⑧地方公務員法第 16 条に規定する欠格事項に該当しない者であること。
- ⑨地方公務員法第 34 条（秘密を守る義務）等、服務に関する規定を遵守できること。

### (2) その他の要件

- ①宗教活動や政治活動を目的とする法人に所属する者でないこと。
- ②暴力団に該当せず、また、その関係者でないこと。

## 7 契約形態

起業人は勤務先企業の社員の身分を有したまま、本市と起業人との間で副業に係る契約（業務委託契約）を締結する。勤務先企業の就業規則に基づく副業許可の取得は起業人において行う。

## 8 費用負担

本市は、起業人の副業期間中に要する経費（報償費等及び旅費等）として、それぞれ年間 100 万円／人を限度（合計の上限 200 万円）として予算の範囲内で負担する。

なお、当該年度の従事期間が 1 年に満たない場合は、月の初日を基準日として月割により計算した額（千円未満端数切捨て）とする。

「4 勤務条件等」に定める要件を満たさない場合、当該月分の報償及び旅費は原則として支払の対象外とする。やむをえない事情がある場合の取扱いは、契約において別途定める。

本市は、所得税法等に基づき必要な源泉徴収を行う。

## 9 募集スケジュール

募集開始	令和 8 年 3 月 13 日（金）
質問受付期限	令和 8 年 3 月 23 日（月） 17 時
質問回答	令和 8 年 3 月 25 日（水）（予定）
応募申込期限	令和 8 年 4 月 6 日（月） 17 時
申込書提出期限	令和 8 年 4 月 13 日（月） 17 時
面接審査	令和 8 年 4 月 16 日（木）（予定）
選定結果通知	令和 8 年 4 月 20 日（月）（予定）
契約締結	令和 8 年 4 月中
業務開始	令和 8 年 5 月 1 日予定

## 10 募集方法

本募集は、仙台市公式ウェブサイトに加え、総務省が運営する「地域活性化起業人マッチングプラットフォーム」においても同時に公募情報を掲載し、広く応募を受け付けるものとする。応募手続は別紙「中小企業支援に係る地域活性化起業人（副業型）募集要領」に定める。

## 11 審査概要

提出された申込書に基づき、以下のとおり審査を行う。

### （1）面接審査

20 分程度の面接を実施する。

※応募者が多数の場合等は、面接審査に先立ち書類審査を実施することがある

### （2）審査基準

- ・趣旨の理解、地域貢献意欲
- ・業務適合性、実績・専門性
- ・人物
- ・実施体制

### （3）結果通知

審査結果はメール等で通知する。

## 12 契約の締結

選定後、要件等について詳細な協議を行い、本市と起業人で双方合意の上契約を締結し、活動を開始することとする。

## 13 留意事項

地域活性化起業人の要件等の詳細は、総務省の「地域活性化起業人制度推進要綱」に定めるところによる。